

戦前日本の金融システムと銀行淘汰

岡崎 哲 二

一 テーマとモチベーション

ご紹介いただきました岡崎でございます。きょうは、「戦前日本の金融システムと銀行淘汰」というタイトルでお話をさせていただきたいと思います。

きょうお話するテーマは、戦前の日本でどのように銀行が市場から退出していったかということです。ご承知のように、今日、日本の銀行産業で大きな再編成が進んでいます。たとえば一九九〇年三月、一二年前に、二三行あった都銀、信託銀行、長信銀が、二〇〇二年の四月には、一四行に減少しました。大幅な銀行数の減少が生じたというこ

とです。とりわけ、長期信用銀行についていいますと、三行あったものがゼロになってしまい、しかもそのうち二行は経営破綻という形で文字通り淘汰されました。このように、過去一〇年の日本の金融界あるいは銀行産業の変化は、非常に大きなものであったということがいえます。こうした、最近の約一〇年に進んでいる銀行産業の再編成の意味を歴史的視点から考えてみたいというのが、きょうの話の背景にあるモチベーションということになります。

今お話したような銀行数の減少、銀行産業の再編成は、戦後の過程だけを見ておきますとまったく経験のない新しい事態ということになるわけですけれども、もう少し

視野を広くとりますと、日本にも過去に経験があります。日本の民間銀行数を一九世紀末から長期的に観察しますと、最初、銀行数は急増するのですが、一九〇〇年ぐらいを頂点として銀行数が減りはじめ、一九二〇年代に減少が加速することがわかります。この銀行数が急減する一九二〇年代は今日と同じような銀行産業の大規模な再編成の時期でした。この時期に生じた銀行数の減少に今日は焦点を当てたいと思います。

二 金融史の概観

そこでまず、銀行数の推移に焦点を当てて日本の金融史の主要事項を確認したいと思います。日本の近代的な銀行産業の歴史は、一八七二年に国立銀行条例が制定されたことに始まります。この条例に基づいてまず四つの国立銀行ができたわけですが、この国立銀行というのは、ご承知のとおり、名前は国立銀行ですけれども純然たる民間銀行で、ただし、銀行券を発行するという特権を持っている、そういう銀行だったわけです。しかし、銀行券を発行するに当たっての条件が厳しかったものですから、今言いましたように四行しか設立されなかった。そこで、その条件を

少し緩めたのが一八七六年の国立銀行条例の改正で、その結果、国立銀行が増えたわけです。一八七〇年代後半に銀行数が増えたのは、主としてこの銀行条例の改正によって国立銀行がたくさん設立されたことによります。

その後、一八八二年に日本銀行が設立され、これによって国立銀行は大きな影響を受けました。中央銀行が設立されたことともなつて、銀行券を発行する権利は中央銀行に集中されました。そのため、国立銀行条例が再度改正されて、それまで国立銀行が持っていた銀行券を発行する特権が失われ、国立銀行は普通銀行に再編成、改組されることになつたわけです。いいかえれば日銀の設立と国立銀行の再改正以降、国立銀行が普通銀行に転換していくプロセスが始まりました。

そして、普通銀行の法的な枠組みとして、一八九三年に銀行条例が制定されました。こうした動きが銀行数の動きに反映されております。一八九〇年代に銀行数が大幅に増えているわけですが、これは銀行条例が一八九三年に制定されて、普通銀行の法的枠組みが整備され、それまで銀行に係する業務を行っていた多くの会社が銀行条例に基づいた銀行に再編成されたことを反映しています。い

いかえれば、いわゆる銀行類似会社が銀行になっていくというプロセスで急激な銀行数の増加が起こったということになります。銀行数は一九〇〇年前後にピークとなりました。その時期の銀行の数は二〇〇〇を越えておりました。その後銀行数はゆるやかに減っていきました。

三 政府による淘汰と市場による淘汰

銀行数が減少を始めた理由の一つは、行政側の政策の変化にあります。大蔵省は小規模な銀行がたくさん設立されたことが金融システムを不安定にしているという認識を持っておりまして、そういった観点から銀行の数を制限する政策をとりはじめたわけです。具体的には、新しい銀行の設立を認可する条件を厳しくし、小さい銀行は設立を認めないことにするとともに、今日、金融庁が行っているように、積極的に銀行の合併を促進するという政策をとりました。要するに、行政の対応が、無制限に銀行の設立を認める方向から、銀行数を制限する方向に変わったということが一つあるわけです。

もう一つは、ちょうどこの銀行数の増加から減少への転換点にあたる一九〇一年に銀行業界にとって大きなできごと

とがありました。それは、金融恐慌、すなわち多くの銀行が同時に預金の取り付けにあったという出来事です。その結果、多くの銀行が休業に追い込まれました。そのことを今日の観点から見直しますと、市場による銀行の淘汰が一九〇一年あたりを出発点として起こり始めたということができると思います。以上のように、一つは行政の圧力、もう一つは市場の圧力によって銀行が淘汰されていくプロセスが一九〇一年あたりから始まったということになるわけです。

こうした淘汰のプロセスが加速されるのが一九二〇年代です。この時期、一九〇一年に起こったのと同じような金融恐慌が相次いで起こりました。一番有名なのは、ご承知の昭和二年、一九二七年の大規模な金融恐慌でありますけれども、その前後にも数多くの金融恐慌、預金取り付けが起こっています。このような市場から銀行への淘汰圧が非常に強くなったのが一九二〇年代であります。

また、金融システムが非常に不安定になりますから、大蔵省、行政当局も、いよいよ金融システムの安定化に本腰を入れ始めまして、銀行数を制限、あるいは、銀行合併を促進するという政策をより強化することをしたわけ

です。それを一番明確な形で行ったのが一九二七年の銀行法の制定でありまして、それまで緩やかだった銀行業の最低資本金規制を引き上げました。資本金一〇〇万円以下の銀行は認めないこととし、それを満たさない既存の銀行は廃業、あるいは、合併させる、そういうような政策を実施したわけです。

四 二〇世紀初めの銀行産業の特徴

このような理由で一九二〇年代に急激な銀行淘汰が起りました。その過程についてはまた後でお話をします。そこで、少し話が戻るわけですが、一九〇〇年前後に銀行数が二〇〇〇を越えた時期があります。その時期、非常にたくさん銀行があったわけですが、その時期の日本の銀行産業、初期の銀行産業はいくつかの特徴を持っています。

第一に、一つの銀行が特定の産業の企業と密接な関係を持っていた。いわゆる機関銀行といわれる関係ですが、そういう銀行と産業の企業が非常に密接な関係を持っています。第二に、銀行と銀行の間の競争が、地域の間、あるいは、取引先銀行の規模によって分断されていた。つま

り、特定地域の銀行はその地域内の銀行とだけ競争していた。また、大規模な銀行は大規模な会社とだけ、小規模な銀行は小規模な会社とだけ取引していて、その間にあまり競争がなかった。つまり、大銀行と小銀行が競争するということとはあまりなかったといえます。地域と取引先の規模によって金融市場が分断されていたことが二番目の特徴です。

第三は、銀行の自己資本比率が非常に高かったことです。普通、銀行は預金を集めて、その資金を運用するわけですから、自己資本比率は低く、それが近代的預金銀行の特徴となっています。今日、自己資本比率規制、ある程度の自己資本を銀行に求める規制を政府にかけていますけれども、その水準は八%程度です。ところが、後でデータを示しますけれども、一九〇〇年前後における日本の銀行の自己資本比率は、今日の銀行の常識よりもはるかに高かったわけです。以下、順次これらの特徴についてももう少し詳しくお話したいと思います。

五 機関銀行

まず、一番目の機関銀行です。銀行が特定の企業と密接

な関係を持つていたという点ですが、この機関銀行関係については多くの文献が取り上げています。早い時期にこの点を強調したのは、有名な加藤俊彦さんの『本邦銀行史論』という一九五七年に刊行された本です。この本やその後の研究を通じて、機関銀行は次のような特徴を持つていたということが共通認識となつています。一つは、その設立の目的、つまり、銀行を設立する目的自体が、異なつていました。すなわち、銀行経営者が他の産業、事業を同時に経営しておりまして、その銀行経営者が兼ねている事業に資金を導入するために銀行をつくる、そういう目的でもそもその銀行はつくられるという傾向があつたということです。銀行設立の目的自体がいわば不純だつたということが一つです。

それから、上の点から出てくることですけれども、銀行融資の特徴として、少数の特定の取引先に対して多額の長期融資をするという傾向がありました。そして、どの程度の範囲の銀行がこういう機関銀行としての特徴を持つていたのかという点については、『本邦銀行史論』では、繰り返し次のようなことが言われています。「日本の普通銀行は大は巨大な財閥銀行から小は地方の零細規模の銀行にい

たるまで機関銀行の性格を持つていた」。要するに、日本の銀行というのは全般的に機関銀行だつたというのが加藤さんの本の強い主張であつたわけです。

加藤さんの本は戦後書かれたものですが、こうした見方は、実は、戦前からいわば金融界の常識になつていたようです。例えば、戦前に書かれた日銀の調査は、次のような形で、金融恐慌の原因をいわば機関銀行に帰しているわけです。この戦前の日銀の調査は、一九二七年の金融恐慌の原因は次のようなものであるといつています。一つは、「銀行の重役、役員が他の事業に直接の關係を持つていて、また、自分が自ら投機を行い、その結果、その役員をして銀行をその重役の投機または事業のための金融機関としてゐるということ」、それが金融恐慌の第一の原因であるという認識をしています。

それから、二番目の原因として、「貸出が放漫である」ということを指摘しています。その具体的な内容としては、一つは「情実で貸出をするということが非常に多くて、その結果、一つの会社、一つの個人、もしくは、一つの事業に対して比較的多額の貸出をしているということ」、二つに「不動産抵当または容易に換金できないような担保

に對して多くの貸出をしているということ、そして、「担保をとらない信用貸しが多いということ」です。そういう放漫な貸出をしておりまして、要するに、「銀行を投機又は事業の金融機関とすること及び一会社一個人若しくは同一事業に多額の貸出を為すことの二点は銀行の破綻若しくは窮状に陥りたる最大原因を為すものである」と日銀は戦前に書いております。

このように、機関銀行関係は長く戦前日本の銀行産業の特徴と考えられてきました。

後でお話ししますように、私もこうした見方は結論的には正しいと思います。ただし、なぜそのようにいえるかについて、加藤さんの本を含めていままでの研究では、論拠が十分に示されてきませんでした。本当に大規模な財閥銀行から地方の零細銀行まで、大多数の銀行が機関銀行的な性格を持っていたのかということについて、定量的な分析は行われていませんでした。そこで、私はそのことに着目をいたしまして、機関銀行関係を定量的に調べてみたいと考えました。

六 機関銀行に関する定量的分析

もちろん、それを調べるのは簡単ではなく、だからこそ研究されてこなかったわけです。そこで、直接に機関銀行関係を観察するわけではないですが、東京経済大学（現在は名古屋市立大学）の横山和輝さんと次のような方法で調べてみました。使用した資料は、商業興信所という信用調査機関が毎年刊行しておりました『日本全国諸会社役員録』です。その一九二六年版を使いました。『日本全国諸会社役員録』については、その復刻版に由井常彦・浅野俊光両氏の解説があります。日本で最初に刊行された全国版の会社役員録で、今日でいえば『役員四季報』あるいは、『人事興信録』にあたります。そして、この資料は、株式会社だけではなくて、合資会社、合名会社、個人企業もカバーしているという点に特徴があります。

その一九二六年版についていいますと、銀行を含めて一万六五七七社の役員のデータが掲載されています。この一万六五七七社というのは、全国の銀行・会社総数の三六％にあたります。全国の銀行・会社の総数は、商工省の『会社統計表』に悉皆調査の結果が示されておりますので知る

ことができますが、それに比べると三六%ということになります。これを株式会社に限定しますと、約七〇%をカバーしていることになります。この資料と、大蔵省が刊行していた銀行に関する基本資料、『銀行局年報』を照合いたしました。『銀行局年報』には銀行に関する悉皆調査の結果が掲載されており、これによると一九二六年末に一九二〇行の普通銀行がありました。その一四二〇行と『日本全国諸会社役員録』に掲載されている銀行の共通部分一九〇行をサンプルとして使いまして、銀行と産業企業の間でどのような役員の兼任関係があったのかを調べました。

その結果を紹介します。今言いましたように、調査の対象になっている銀行は普通銀行一一九〇行で、その中で、その銀行の役員が他の産業企業の役員を兼任しているようなものはいくつあったかと言いますと一〇三〇行となります。比率にしますと八六・六%、九割弱の銀行でその役員が他の産業企業の役員を兼任しているという状態にあったわけです。次に兼任関係の数え方を変え、例えば、私が銀行の役員だったとして、私が二つの他の会社の役員を兼任している場合、それを二件と数えて、役員の兼任の件数を求めると、その総件数は九二八〇件になります。銀行数が

一一九〇ですから、平均の兼任件数は七・八〇ということ

です。今のデータは銀行のすべての役員について調べたものですけれども、銀行経営ないし融資に対して影響力が大きいという観点から、銀行の頭取、トップがどの程度同じような兼任関係を持っていたかを調べると次のようになります。銀行のトップ、頭取が他の産業企業の役員を兼任しているというケースは五一・五行ありました。分母は先ほどと同じく一一九〇ですから、その比率は四三・三%、四割強の銀行で頭取が他の会社の役員を兼任しているという状態であったわけです。そして、一人の頭取が一つの会社を兼任している場合を一と数え、二つ兼任していれば二と数えるというふうにして数えると、総件数は二四九六件、一銀行当たりの平均兼任件数は二・一〇となります。銀行の平取締役や監査役が産業企業の役員を兼任していただけては、銀行のトップにも兼任関係が相当広まっていたことが確かめられました。

このように銀行と産業企業が役員の兼任関係を通じて密接な関係にあったということになりますと、それは戦後のいわゆるメインバンク関係と同じではないか思われるかも

しれません。確かに一見するとそのように見えますが、当時の銀行と産業会社の関係は、戦後のメインバンク関係とは違いがあったと考えられます。ご承知のとおり、戦後のメインバンク関係においては、役員が兼任するということはそもそもありませんし、銀行と産業企業間の役員を通じた関係は、銀行がその職員ないし役員を企業の役員として派遣するという形で生じます。すなわち、主導権は銀行側にあるわけです。その点で戦前の役員兼任関係は異なっていました。これを確かめるために、実際の兼任関係はどうなっていたのかという例をいくつか示したいと思えます。

非常にたくさん兼任関係がありますので、限られた例しかお示しできませんが、ここでは、頭取の兼任に焦点を当てまして、いくつかの例を挙げます。原富太郎は戦前の有名な財界人で、横浜興信銀行という銀行の頭取を務めておりました。この人が一九二六年の時点でどういう会社の役員を兼任していたかといいますと、日本郵船、東洋製鉄、大正海上火災等々、九つの会社へのほります。それから、大川平三郎、これも有名な財界人ですが、この人は武州銀行の頭取で、四〇社以上の会社の役員を兼任してしまし

た。

そして、注目したいことは、同じ表にこれらの人たちが役員をしていた会社の株式の何%を持っていたのかが示されています。これを見ていただきますと、相当数の会社で彼らは数%の株を持つ大株主であったということがわかります。これが意味していることは、結局のところ、戦前の銀行と産業企業間の役員兼任関係は、そもそも共通する大株主が存在したという事実に基づいていたということです。いいかえれば、まず、銀行と産業企業間に共通の大株主がいて、彼らが銀行の役員にもなり、同時に産業企業の役員にもなった。その結果として、共通の役員が観察されるということになるわけです。他方、戦後のメインバンクの関係では、先ほどもいいましたように、銀行が産業企業に役員を派遣するわけですから、両者の間には本質的な相違があるといえます。以上が、機関銀行関係に関する観察です。それが、一九〇〇年前後における日本の銀行産業の特徴の第一番目ということになります。

七 銀行間競争の仕切

次に、二番目の、銀行間の競争が、地域の間、あるいは

取引先企業の規模の間で分断されていたという特徴についてお話しします。これも、特に後者の取引先企業の規模について「重層的金融構造」という形で議論されてきました。が、ほとんど実証されたことはありませんでした。そこで、この点について次のような方法で検証しました。使用した資料は大日本商工会という組織が刊行していました『大日本商工信用録』で、これもさきほどの『日本全国諸会社役員録』と同じく、信用調査のための本です。この資料の特徴は、個々の企業、あるいは、個人の営業税納付額と取引銀行名が書いてあることです。これを使いまして、どのような会社、どのような個人が、どのような銀行と取引関係を持っていたのかを網羅的に調べることができま

す。その結果を、まず一九一〇年代の方から見ていきます(表1)。縦の列は、それぞれの企業が所在する府県を示しております。横の行の方は、それぞれの企業が取引をしている銀行が所在する府県を示します。群馬県の例をとって説明しますと、まず群馬県にある会社の取引先銀行をすべりリストアップします。一つの会社で二つ以上の銀行と取引している場合もありますから、そういう場合は二件と数

えます。その総件数を分母としまして、それで群馬県にある銀行の取引件数を割りますと、その比率は九〇・八%ということになります。要するに、群馬県の会社はほとんど群馬県の銀行と取引をしているということです。栃木県の場合も同様でありまして、栃木県にある会社は、ほとんど栃木県にある銀行とだけ取引をしているという状況でした。それから、茨城県も同様です。要するに、北関東の三県の企業について言いますと、同じ県の銀行とだけ取引をするのが一般的だったわけです。南関東になりますと状況は大分違いますが、それでも、同じようにして求めた比率は、埼玉で七五・三%、東京で七九・九%でした。

その意味で、銀行間競争が各県の壁によって分断されていた、仕切られていたということがある程度いえる、とりわけ北関東の場合はそうだったわけです。関東しか調べていないので、他のところについては分かりませんが、関東については少なくともそのように言うことができます。

同じデータを使いまして、どの程度の規模の企業がどの程度の規模の銀行と取引をしていたかというのを調べたのが表2です。これについてもまず一九一〇年代について見ます。この表でI・II・III・IV・Vというのは企業規模の

表 I 金融取引構造の変化(関東地方) I

(単位:%)

		群馬	栃木	茨城	埼玉	東京	千葉	神奈川	その他	内大阪
1917	群馬	90.8	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.7	0.0
	栃木	8.3	90.6	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	茨城	0.0	3.7	87.3	0.8	7.3	0.8	0.0	0.0	0.0
	埼玉	0.0	0.0	0.0	75.3	24.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	東京	0.0	2.2	0.0	0.0	79.9	0.0	0.7	17.2	14.6
	千葉	0.0	0.0	0.0	0.0	47.5	50.8	0.0	1.7	0.0
	神奈川	0.0	0.0	0.0	0.0	22.9	0.0	71.6	5.5	3.6
1924	群馬	47.6	10.8	0.0	0.0	25.4	0.0	9.3	6.8	0.3
	栃木	0.0	79.7	0.0	0.0	19.9	0.0	0.5	0.0	0.0
	茨城	0.0	9.3	81.0	0.4	8.6	0.0	0.0	0.7	0.0
	埼玉	0.0	4.3	0.0	65.2	25.6	1.2	0.0	3.7	0.6
	東京	0.0	0.2	0.4	0.4	85.1	0.4	1.6	11.9	8.5
	千葉	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8	85.5	0.0	0.6	0.6
	神奈川	0.0	0.0	0.0	0.2	11.4	0.0	75.1	13.2	2.0

表 2 金融取引構造の変化(関東地方) II (単位:千円)

企業規模分位	1917取引銀行規模		1924取引銀行規模	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差
計 I	976	1,735	6,671	12,895
II	1,264	2,712	6,407	15,582
III	2,011	4,202	6,202	13,182
IV	2,384	4,930	6,877	13,975
V	5,499	7,416	9,931	18,740
全	2,575	5,099	7,509	15,978
都市 I	1,331	2,832	7,778	16,712
II	2,497	4,545	7,319	17,357
III	4,520	6,796	7,826	16,772
IV	5,228	6,941	10,547	20,604
V	8,745	8,110	14,999	23,213
全	5,534	7,279	9,554	19,254
地方 I	891	1,332	972	1,380
II	732	830	5,177	12,705
III	895	956	4,827	8,865
IV	838	2,130	5,093	8,470
V	1,355	3,241	6,799	14,545
全	921	1,881	5,517	11,612

クラスで、I は一番小さい企業、II が二番目に小さい企業のクラス、III が三番目に小さい企業という順で、番号が大きくなるにつれて企業規模がだんだん大きくなっていきます。そして、表の中の数字は、各クラスの企業が取引している銀行の平均払込資本金額を示しています。これをみますと、企業の規模が大きくなっていくにしたがって取引先

表3 営業規模間取引銀行規模格差の検定 (t値)

		II	III	IV	V
1917	I	2.918**	3.908**	5.155**	11.901**
	II		2.036*	3.409**	10.343**
	III			1.282	7.780**
	IV				6.430**
1924	I	0.249	0.472	0.207	3.125**
	II		0.472	0.519	3.688**
	III			0.815	4.229**
	IV				3.428**

銀行の規模も大きくなっていくという、きれいな正の相関が見られます。

今の表のデータを用いて、企業規模と取引先銀行の規模の相関について統計的に検定した結果が表3です。この表の縦の列と横の行はそれぞれ、さきほどの表にあった企業

規模のクラスを示しています。そして、表の各欄は列にある規模の企業と行にある規模の企業の間、取引先銀行の規模に関して統計的に有意な差があったかどうかの検定結果を示しています。結果は、クラスIIIとIVの間を除くと、企業規模間で取引先銀行の規模に関して統計的に有意な差があったということを示しています。

以上をまとめると、一九一〇年代には、銀行取引関係は府県別に区分されており、同時に銀行規模別・取引先企業規模別にも区分されていたこととなります。いいかえれば、銀行間の競争が、府県別、企業規模別に仕切られていたといえます。これが二〇世紀初めにおける日本の銀行産業に関する二番目の特徴です。

八 高い自己資本比率

最後に三番目の自己資本比率が高かったという点についてお話しします。普通銀行の平均的な自己資本比率は一九〇〇年前後、三〇%から四〇%の間にありました。自己資本比率が三割から四割というのは、今日ではまったく考えられないほど高い水準です。言いかえれば、この頃の銀行は、近代的な預金銀行とは異なる性格を持っていて、集め

た預金を貸すと同時に、自己資本を貸すという側面を持っていたということになります。

以上のような三つの特徴があつたわけですが、これらの特徴は、相互に関係がありました。機関銀行関係というのは、それだけ取り出すと不健全で、金融システムを不安定にする要因になります。一方、この時期にはその関係がそれほど大きな問題を生んでいなかったという事実があります。機関銀行関係が金融システムをそれほど不安定にしなかつたことの背景にあつたのが二番目と三番目の特徴であつたと考えられます。つまり、機関銀行関係という不健全な関係はありましたけれども、他方で銀行間競争があまり激しくなかつたわけです。地域間、それから、取引先企業の規模の間で競争が仕切られていたためです。同時に、銀行の自己資本比率が非常に高かつたため、銀行はリスクを採る能力が大きかつたという事情があります。その結果、機関銀行関係があつても、それほど金融システムは不安定にならなかつたというのが、一九〇〇年前後の日本の銀行産業の状況であつたと私は考えています。

九 第一次世界大戦期の環境変化

ところが、こうした状況は大きく変化しました。その転機になつたのが第一次世界大戦であります。ご承知のように、第一次大戦期に日本の経済規模は格段に大きくなるわけですが、同じことは銀行産業についてもいえます。先ほどの図の棒グラフは銀行の資産ないし負債の規模を示しますが、これが第一次大戦期に急増しています。急激に銀行業の資産規模が大きくなつたわけですが、そのプロセスで、銀行の自己資本比率が急激に下がりました。それまで三割前後あつたものが、一挙に一〇%強に低下しました。ある意味では、この時期に日本の銀行産業というのは近代的な預金銀行の姿をとつたともいえるわけですが、そのことが後に大きな問題を生むこととなります。二〇世紀の初めに日本の銀行産業に三つの特徴があつたと言いましたが、第一次世界大戦の拡大期に、その三番目の特徴であつた高い自己資本比率という特徴が解消したわけです。それだけではなくて、二番目の特徴も大きく変貌しました。そのことは、先ほどの表1に戻っていただくとわかります。先ほどの表の一九二〇年代の結果を見てください。

例えば群馬県の企業についていいますと、一九一〇年代にはその銀行取引関係の九割が同じ県の銀行とのものであったのですが、一九二四年になりますと、同じ比率が四七・六%まで低下しました。栃木県と茨城県についても、その程度は群馬県ほど大きくありませんが、やはり同じ比率が低下しています。その他の府県についても同様です。このことは、銀行間の競争が府県の壁によって仕切られているという特徴が相当程度崩れたことを意味しています。

それから、もう一つの銀行規模間の競争についても同じことがいえます。一九一〇年代には企業の規模によって取引先銀行の規模に差があつたわけですが、一九二四年にはその差がほとんどなくなっています。このことは、統計的なテストによっても確かめられます。一九一〇年代についてみますと、企業の規模によって取引先銀行の規模が違うという関係は、ほとんどのクラスの間で統計的に有意ですけれども、一九二〇年代についてみますと、ほとんどのところで有意な関係はないという結果です。これが意味することは、銀行間競争を仕切っていた銀行規模と取引先企業の規模の壁が取れてしまったということです。それだけ銀行間競争というのは非常に活発に激しくなつたといえます。

す。

要するに、二〇世紀初めに見られた銀行産業に関する三つの特徴のうち、第二と第三のものが第一次世界大戦期に失われたということになります。そうしますと、これら二つの特徴によってかろうじて支えられていた金融システムの安定性が大きな打撃を受けるということは想像に難くないわけでありまして、その結果が、最初に言いましたような、一九二〇年代の金融システムの不安定性、金融恐慌の頻発ということであつたわけです。

一〇 一九二〇年代の金融危機

そこで、一九二〇年代以降の話に移ります。先ほどもお話ししたように、一九二〇年代における日本の金融の特徴として、第一に金融システムが不安定であつたことが挙げられます。この点は、銀行取り付けが頻発したことに反映されています。この時期の銀行取り付けとしては、大きなものだけ拾つても、一九二〇年、これは第一次世界大戦後のバブルの崩壊に伴うものがありました。それから、一九二二年に、有力な材木商の経営破綻を引き金として、東京地方の銀行に対する相当大規模な取り付けがありました。一

九二三年には関東大震災で銀行が打撃を受けたことから銀行取り付けが発生しました。そして、一九二七年に有名な昭和金融恐慌が起りました。一九三〇年代に入ってから、一九三〇〜三一年のいわゆる大恐慌の中で銀行取り付けが起こっています。

第二に、銀行預金の金利プレミアムが上昇しました。金利プレミアムは、代表的な安全資産である国債の利回りと銀行預金の利率を比べることによって測ることができません。両者の間には一九一〇年代はあまり差はありませんでした。ところが、一九二〇年代には、銀行預金の利率が国債利回りより格段に高くなりました。これは、それだけ高い金利を払わなければ銀行に預金者が預金をしてくれなかったということを意味します。その背景には、今日と異なつて、政府による預金の保護はありませんでしたし、預金保険制度もなかったという事情があります。

それから第三に、これがこれから後お話することの主な内容になりますが、一九二〇年代に銀行数が大幅に減少しました。これは最初にグラフでも示した通りであります。銀行数の減少の理由は大きく二つに分けることができます。一つは、市場による銀行淘汰、すなわち取り付け等の

結果として銀行が廃業、倒産に追い込まれていったということです。二番目は、行政による政策的な銀行淘汰です。これが本格化する出発点となつたのは、一九二三年に大蔵省が発表した「銀行取締方針」でした。新しい銀行の設立は特別な事情がない限り認めない、支店の新設も原則として認めない、銀行合併を奨励するというのがその骨子です。要するに、銀行の数を減らすという政策です。

一一 銀行退出の概観

銀行数の減少プロセスを銀行の新設率と消滅率という指標によつて観察したいと思ひます。消滅率というのはある年の初めに存在していた銀行のうち、その年の間に何%の銀行が消滅したかを意味します。一九二〇年代についてみますと、大体一〇%から二〇%ですから、年初にあつた銀行のうち一割から二割が年末までになくなるという、非常に速いスピードで銀行の淘汰が進んだということになります。一九三〇年代になりますと、若干ペースが鈍るわけですが、それでも消滅率は一〇%前後でした。

そこで問題になるのは、どのような銀行が消滅したかという点です。この点を分析するための資料として、日本銀

行の審査部が当時作成した『銀行事項月報』があります。その中に個別銀行の理由別退出データが出ています。つまり、何という銀行が何年にどのような理由で消滅したかが記録されているわけです。一方、個々の銀行の属性はさきほどお話しした『銀行局年報』からわかります。これらのデータを用いることによって、銀行退出のプロセスを詳細にあと付けることができるわけです。

『銀行事項月報』のデータからわかることの一つとして、合併以外の理由による銀行退出がかなり多かったという事実があります。「護送船団行政」によって特徴づけられる戦後の常識からいうと、銀行の減少の大部分は合併によるということになると思います。しかし戦前には、もちろん合併による退出も相当多かったですが、それと並んで、解散・破産・廃業による退出が多数ありました。『銀行事項月報』によりますと、一九三一年から三五年までの五年間に三六三行の銀行が退出しました。そのうち、合併によるものが一〇八行、それから、合併と大体同じような意味ですけれども、買収によるものが六二行でした。それ以外の一九三の銀行は、解散・破産・廃業によって退出したことになります。

各年について銀行退出の特徴を簡単にみますと、退出件数は一九三一年にと一九三二年に特に多数でした。その理由としては、大恐慌の影響が考えられますが、もう一つは、銀行法の規制の影響が考えられます。銀行法は最低資本規制を課しましたが、これには五年間の猶予期間があつて、その五年間の期限が切れるのが一九三二年だったわけです。

一二 存続銀行と退出銀行の比較

それでは、退出した銀行と存続した銀行の間にどういう属性の違いがあつたかについて次に調べてみたいと思います。一九三〇年末に普通銀行は七七四行ありましたが、そのうち四四九の銀行が一九三五年末まで存続しました。一方、その間に、先ほどの表にもあつたように三二五の銀行が退出しました。これらの存続銀行と退出銀行の間の属性を比較すると次のようになります。

まず払込資本金の平均規模を見ると、存続した銀行は二〇〇万円前後、そして、退出した銀行は八〇万円前後だったということですから、明らかに存続した銀行の方が退出した銀行より平均的に大きかった。逆にいえば、相対的に

小さな銀行が淘汰されたということができません。それから、同じく銀行規模の指標ですが、預金額については、存続銀行の平均が約一五〇〇万円、一方、退出銀行の平均が約五〇〇万円ですから、預金額で測ってもやはり規模の小さな銀行が淘汰され、退出していったという傾向があります。同じことは貸出額についてもいえます。

次に収益性を同様に存続銀行と退出銀行の間で比較します。自己資本利益率で収益性を測りますと、存続銀行の平均が九・九%、退出銀行の平均が七・四%ですから、収益性も存続銀行が高かったということになります。いいかえれば、収益性の低い銀行が淘汰されていったということができます。

若干意外なのが自己資本比率に関する結果です。自己資本比率は存続銀行の方が退出銀行よりも低いという結果になっています。これはどういうことかといえますと、退出銀行は、預金者の信頼を失って、ほとんど預金が集められなくなつた、そういう状態で退出した銀行が多いということだと思います。いいかえれば、預金者の信頼を失つた銀行が退出していったということになります。

以上は解散・破産・廃業による退出と合併による退出を

区別しない場合の結果です。次に、退出銀行を、合併によつて退出した銀行と解散・破産・廃業によつて退出した銀行の二つのサブグループに分けて比較します。それが、同じ表にある右の二つの列です。これをみますと、合併された銀行の方が、解散・破産・廃業した銀行より、払込資本金、預金、貸出いづれについても規模が大きかったことがわかります。要するに、解散・破産・廃業した銀行は一番規模の小さなグループあり、中程度の銀行が合併され、もつとも規模の大きいグループが存続したということになります。同じように、収益性についても、解散・破産・廃業したグループは一番低かったことがわかります。

これは、記述統計の比較ですが、存続銀行、被合併銀行、解散・破産・廃業銀行の間にあつた属性の差について統計的な検定を行つた場合には次のようなことがいえます。存続した銀行と退出した銀行の間には規模や収益性に関して統計的に有意な平均の差があることが確かめられます。また、存続銀行と解散・破産・廃業銀行の間、被合併銀行と解散・破産・廃業銀行の間にも同様に有意な属性の差が認められます。ところが、おもしろいことに、存続銀行と被合併銀行の属性の間には差はありませんが、その差は

統計的に有意ではありません。いいかえると、存続銀行、被合併銀行、解散・破産・廃業銀行、これら三つのグループの間で、一番はつきりした線がどこに引けるかという、存続銀行と被合併銀行の間ではなくて、被合併銀行と解散・破産・廃業銀行の間だということになります。

一三 退出確率の分析

どのような属性を持った銀行が淘汰されていったのかを、別の方法でも分析することができます。ある銀行が存続した、合併された、あるいは解散・破産・廃業したという出来事をそれぞれ一つの数値で表してそれを被説明変数とし、それを規模や収益性といった銀行の属性と関係づける方法(多項ロジット分析)です。分析結果は次の通りです。被説明変数が解散・破産・廃業となる場合について説明変数の係数の符号を見ると、払込資本金がマイナス、自己資本利益率がマイナスとなっています。これは払込資本金が大きく、自己資本利益率が高いという属性を持つ銀行ほど解散・破産・廃業する確率が小さいことを示します。逆にいえば、規模が小さく、収益性が低い銀行ほど、解散・破産・廃業を通じて淘汰される確率が大きかったとい

うことになります。いいかえれば、規模で収益性の低い銀行を排除する方向に市場の淘汰圧がかかっていったと見ることができません。

一四 機関銀行の市場による淘汰と

金融システムの進化

最後に、この市場による淘汰という論点を先ほどお話しした機関銀行関係と関連づけたいと思います。いいかえれば、機関銀行関係に対して市場の淘汰圧がどのようにかかっていたかという点です。次の分析結果は、別の論文から引用していますので、対象としている時期がいまの話と違って、一九二七年の金融恐慌時となっています。ある銀行が金融恐慌時に破綻したことを示すダミー変数(CLS)をその銀行の機関銀行関係の深さを示す変数と関連付けています。機関銀行関係の深さは前にお話しした、産業企業との役員兼任件数で測っています(INTERLOCK)。そうすると、INTERLOCKの係数はプラスで統計的に有意となります。いいかえれば、役員兼任の件数が多い銀行ほど破綻確率が高いということになります。そのことの、一番単純な意味は、そういう銀行は不健全だから破綻しやすい

ということになります。しかし、これには別の意味もあると考えています。すなわち、市場の淘汰圧が機関銀行という属性を持つ銀行を排除する方向に作用していたという解釈です。先ほどお話しましたように、二〇世紀初めに機関銀行関係が広がったわけですが、その後、一つには競争が非常に厳しくなった、もう一つには預金銀行化が進展した、そういう中で、機関銀行関係を持っているような銀行が市場から淘汰されていったことを示していると考えています。

まとめますと、一九世紀末以来、銀行の数が非常に増えたわけですが、当時の銀行は、いくつかの特徴を持っていました。その特徴の一つに機関銀行関係があったわけですが、それは二〇世紀初めの環境のもとでは維持可能な関係でした。ところが、第一次世界大戦期の経済環境の変化によって、二〇世紀の初めに機関銀行関係を維持可能にしていた条件が失われた。そのような状況下で何が起こったかという点、市場の圧力によってそういった種類の銀行というのが淘汰されて行きました。一九二〇年代には金融システムが不安定になったわけですが、この時期に日本の金融システムに起こった現象には別の側面がありました。すなわ

ち、それは、新しい経済環境に適応できなくなった銀行を市場から淘汰して、金融システムが進化して行くプロセスでもあったと考えています。

（おかざき てつじ・東京大学大学院経済学研究科教授）

〔編集委員会注記〕 本稿は二〇〇二年一〇月五日、大阪経済大学で行われた第三〇回経済史研究会の講演内容である。